

# 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）について（概要）

令和 5 年 8 月  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
食品基準審査課

## 1 趣旨

- 厚生労働大臣は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装（以下単に「器具・容器包装」という。）若しくはこれらの原材料についての規格又は製造方法の基準（以下「規格基準」という。）を定めることができるとされており、同条第2項の規定により、規格基準が定められたものについては、規格基準に合わなければ販売等を行ってはならないこととされている。同条第1項の規定に基づく規格基準は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）において示されている。
- また、法第18条第3項において、その成分の食品への溶出又は浸出による公衆衛生に与える影響を考慮して政令で定める材質（合成樹脂）の原材料であって、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。）について、当該原材料を使用して製造される器具・容器包装に含有されることが許容される量又は当該原材料を使用して製造される器具・容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が同条第1項の規格に定められていないものは、原則、器具・容器包装の原材料として使用してはならないこととされている。このポジティブリスト制度（安全性を評価した物質のみを器具・容器包装の原材料として使用可能とする仕組み）は、平成30年の食品衛生法改正により導入され、令和2年6月1日から施行されている。
- ポジティブリスト制度の実施に当たって、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第196号）において、合成樹脂の原材料であって、これに含まれる物質の規格をリストとして示した一方で、施行日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具・容器包装と同様のものが同日から起算して5年を経過する日までの間に販売の用に供するために製造され、若しくは輸入される場合、それに使用される合成樹脂の原材料であって、これに含まれる物質についてはポジティブリストに掲げられているものとみなすことができるとの経過措置を設けた。
- この経過措置が終了するまでの間に、既存物質（施行日前に器具・容器包装の原材料として使用実態があった物質）のポジティブリストについて再整理を進め、改正案について薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会において審議の上了承され、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価についての回答（人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する）が得られたことから、規格基準告示の改正を行うもの。

## 2 改正の概要

- 「第3 器具及び容器包装」中の「A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格」の項及び別表第1（ポジティブリスト）について、以下の改正を行う。

<ポジティブリストの収載物質（合成樹脂）の範囲>

- ・ 合成樹脂以外の材質との区別化

<別表第1第1表の改編>

- ・ 収載物質の整理
- ・ 制度の運用を考慮した改編
- ・ 制限の撤廃（食品区分、使用温度）

<別表第1第2表の収載内容の整理>

- ・ 収載内容の整理（消除、移動、統合、制限の変更）

### **3 根拠法令**

法第18条第1項

### **4 告示日及び適用期日**

告示日：令和5年中（予定）

適用期日：令和7年6月1日